

# [キャンシステム パートナープログラム制度規約]

キャンシステム株式会社

## 第1条 (用語の定義)

キャンシステム パートナープログラム制度規約 (以下「本規約」という) において、以下の各号に定める用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

用語	用語の意味
パートナー	本規約に同意の上、パートナー登録が成立された者
パートナー登録	第4条第1項及び第2項に定める手続きにより成立した登録
見込顧客	パートナーの紹介により、第6条に定める対象商品の購入または対象サービスの利用のための契約 (以下「利用契約」という) の締結が見込まれる事業者
紹介業務	キャンシステム株式会社 (以下「当社」という) が見込顧客との間で、利用契約の締結を完了させることを目的として、パートナーが当社に対して見込顧客を紹介する業務
契約顧客	パートナーの紹介により、当社との間で利用契約を締結した見込顧客
インセンティブ	パートナーの紹介業務履行の対価として、当社がパートナーへ支払う手数料
本制度	パートナーの紹介業務履行の結果に対して、本規約およびパートナー登録に定める条件達成に伴い、当社がパートナーに対して、インセンティブを支払う制度

## 第2条 (本規約の適用)

1. 当社は、本規約およびパートナー登録に従い、本制度を提供します。
2. 本規約に定めるほか、別途規定がある場合、当該規定が本規約の定めより優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本規約を適宜、任意に改定します。この場合、当社は、当社ホームページ上にて、これをパートナーに告知するものとし、パートナーは、改定日以降、変更後の規約の適用を受けるものとします。

## 第3条 (本規約の目的)

本規約は、紹介業務に関する基本合意事項と諸条件を明らかにし、当社とパートナー間の紹介業務が円滑に執り行えることを目的とします。

## 第4条 (登録)

1. 申込者は「キャンシステム パートナープログラム申込書」に必要事項を記入した上で、当社に対して、本制度の申込を行うものとします。
2. パートナー登録は、前号の定めに従い申込者が自署または記名、並びに押印をした「キャンシステム パートナープログラム申込書」を当社に提出し、当社から申込者への登録完了の通知により、「キャンシステム パートナープログラム申込書」に記載された申込日をもって本制度への登録が成立するものとします。
3. パートナーは、パートナー登録の解除を希望する場合は、解除希望日の属する月の前月末日までに当社に当社所定の書面を提出することによりパートナー登録を解除できるものとします。

## 第5条 (パートナーの取扱う個人情報について)

パートナーは、見込顧客の情報を当社に紹介するときは、事前に見込顧客の承諾を得た上で当社に紹介するものとします。なお、パートナーは、第11条および第12条の定めにより見込顧客の情報を取り扱わなければならないものとします。

## 第6条 (対象商品)

対象商品は、次の各号のとおりとします。

- (1) カメラ (※1) : キャンクラウド、NEXTクラウドビューへの加入またはAHDカメラの販売
- (2) BGM : SOUND PLANET、SOUND PLANET - i、MPX-1、OTORAKUへの加入

(3) その他：Free Wi-Fi、POCKETALK、Uレジへの加入

※1 カメラは、機種により販売・レンタルの取扱いが異なります。詳細は当社担当営業へご確認ください。

## 第7条（インセンティブ）

当社は、インセンティブについて、下表の通り定めるものとします。

消費税等別

サービス名	サービス種別	単位	インセンティブ
キャンクラウド、NEXTクラウドビュー	監視カメラ（クラウド型）	台	5,000 円 （複数台同時受注の場合、 2台目以降、1台につき
各種監視カメラ	監視カメラ	件	売上金額（税別）の3%
各種業務用音楽放送サービス	業務用音楽放送サービス	件	10,000 円
業務用音楽放送サービス（OTORAKU）	業務用音楽放送サービス	件	5,000 円
Uレジ	タブレットPOSレジ	件	20,000 円
クレジット決済端末（Uペイ含む）	決済サービス	件	3,000 円
公衆無線 LAN（U-SPOT）	公衆無線LANサービス	件	2,500 円
POCKETALK（販売）	携帯型翻訳機	台	1,500 円
POCKETALK（レンタル）	携帯型翻訳機	台	2,000 円
フレッツ光（ネクスト・ライト）	光回線	件	20,000 円
ヒトサラ	グルメメディアサイト	件	10,000 円
SAVOR JAPAN	グルメメディアサイト	件	5,000 円
食ベログ	グルメメディアサイト	件	10,000 円
UPLink	店舗アプリ作成サービス	件	10,000 円
事業者向け損害保険	損害保険サービス	件	5,000 円
高圧電力	エネルギーサービス	件	20,000 円
低圧電力	エネルギーサービス	件	2,500 円
ガス	エネルギーサービス	件	2,500 円

## 第8条（インセンティブの支払条件）

1. 申込者より初期費用の入金もしくはサービスの利用開始を当社が確認後、当社はパートナーに対し、当該入金確認日の属する月の翌月末日に振込みにてパートナーが指定する金融機関の口座へインセンティブを支払います。
2. 商品により入金確認日が異なる場合があります。
3. 振込みに掛かる手数料は当社で負担いたします。
4. 支払日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とします。

## 第9条（その他）

1. パートナーは、本規約による権利義務について、当社の書面による承諾無く第三者に譲渡することはできません。
2. 当社は、パートナーが本規約若しくは関係諸法令に違反した場合は、登録を解除することができるものとします。
3. 当社は、パートナーが営業又は資産の状態が悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるときは、登録を解除することができるものとします。
4. 前二項の場合、パートナーは直ちに本規約に基づく活動を停止するものとします。
5. 前項またはパートナーの責に帰すべき事由により、当社若しくは顧客に損害を与えたときは、パートナーはその損害を賠償するものとします。

6. パートナーは、本規約ならびに関係諸法令を遵守するほか、本規約に定めのない事項については、双方ともに誠意を以って善処するものとします。
7. パートナーの紹介に必要な書類等は、原則として当社が提供するものとします。
8. パートナーが紹介した顧客が、(i) 他のパートナーまたは、パートナー以外の当社の代理店からの紹介と重なる場合、または(ii) 既に対象商品に係る当社との契約がある場合には、インセンティブの対象外とします。
9. パートナー登録成立後、1年間のうちに、パートナーからの紹介により成約となる案件が無い場合、パートナーの資格が失効するものとします。

#### 第10条（当社の商標などの使用）

1. パートナーは、紹介業務を遂行するうえで、当社の商号や商標（対象商品によっては第三者の商号、商標を含む）を使用する場合、当社が提供もしくは指示をする説明書、マニュアルなどに従い、これを紹介業務の目的の範囲内においてのみ適切に使用するものとします。
2. パートナーが前項に従い、当社の商号および商標を使用する限りにおいて、当社は、その使用の対価を無償とするものとする。

#### 第11条（個人情報の保護）

1. パートナーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を理解し、これを遵守するものとし、顧客の情報は当該法律における個人情報となることを認識するものとします。
2. パートナーは、紹介業務を遂行するうえで、見込顧客の個人情報が当社の重要な情報であることを認識し、当社の指示に従い、紹介業務の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示、漏洩してはなりません。
3. パートナーは、当社の書面による承諾なくして、見込顧客の個人情報を複写、複製、データベース化などしてはならないものとします。また、当社より当該顧客の個人情報の利用方法、および当該顧客の個人情報の全部または一部を消去、変更、返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければなりません。

#### 第12条（守秘義務）

1. パートナーは、紹介業務に基づき知り得た当社の営業上の秘密情報ならびに技術的な秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の営業上の秘密情報ならびに個人情報など（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に保持し、第三者に開示、若しくは漏洩し、あるいは、紹介業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. パートナーは、当社より秘密情報を含む資料、設計書、各種媒体ならびに機材などを貸与または提供を受けた場合、当該資料、設計書、媒体ならびに機材などを善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならないものとします。
3. パートナーは、前二項の規定に関わらず、次の秘密情報については秘密保持義務を負わないものとする。
  - (1) 開示を受ける際に、すでに自ら所有または第三者から入手していたことを立証できる情報
  - (2) 開示を受ける際に、すでに公知公用であった情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となった情報
  - (4) 自らが独自に創作した情報

#### 第13条（反社会的勢力排除に関する表明）

1. パートナーは、パートナー登録時および当該登録後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. パートナーが次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくパートナー登録を解除することができるものとします。
  - (1) 反社会的勢力に属していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 反社会的勢力を利用していること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. 前項各号のいずれかに該当したパートナーは、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### 第14条（合意管轄裁判所）

パートナーおよび当社は、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上

改定日：2019年12月16日

改定日：2020年4月16日